中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 459

2025年 9 月号 SEPTEMBER

今月のお知らせ

9 月分(10 月納付分)社会保険料の控除と
それに伴う源泉所得税の控除に注意しましょう

- 秋は税務調査が本格化
- ファクタリングとは
- 長崎県の最低賃金は１，０３１円
- はしやすめ　・ナスの話
- 税務まめ辞典　・ふるさと納税のポイント付与禁止

shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター
税理士 嶋　賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301　長崎市深堀町１丁目11番19
TEL 095-871-6017　FAX 095-871-6068
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ shima@shima－kaikei. co. jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ
http://www. shima－kaikei. co. jp

秋は税務調査が本格化

税務署は７月に人事異動がある特殊な組織なので移動前の６月や確定申告時期の２月～３月は税務調査がほとんど行われませんが、その反面７月～１１月に税務調査が集中しています。

人事異動が終わった７月に調査対象の事業所を絞り、お盆明けから徐々に税務調査が始まり、９月から本格化します。

税務調査の対象となりやすい会社

一般的に税務調査が入る確率は法人で３０年に１回､個人では１００年に１回と言われていますので、確率だけで考えるとほとんどの事業所は税務調査を受けることがありません。

実際に税務調査の対象となりやすいのは下記のような事業所です。

- 売上が急に増えた（前年までの売上もれや期末棚卸、未成工事の過少計上を疑われる）
- 前年と比べて経費が急激に増えた（利益を意図的に減らしていないか。特に修繕費や交際費）
- 同業他社と比較して利益が少なすぎる（税務署は業種ごとに様々なデータを保有している）
- 過去の税務調査で追加納税があった事業所（前回指摘したことを遵守しているか）
- 規模が大きい事業所（少しの申告もれでも多額の納税となりやすいため）

税務調査の流れ

税務調査はまず、税務署から税理士への事前の通知から始まります。調査の期間は約３日間で、納税者の本店や自宅などで行われます。日程の都合が合わず調査日を変更することは可能ですが、拒否することはできません。

通常の税務調査は、「任意調査」と言われ、テレビで見かける「強制調査」とは違い、すべての調査において納税者の承諾が必要となります。

税務調査により調査内容に問題がなければ「申告是認（ぜにん）」となり終了します。申告内容に誤りがあり納税者が認めた場合は、修正申告を提出し、追加の納税をします。納税者が修正内容に納得がいかず修正申告に応じない場合は、税務署は職権で「更正（こうせい）」をします。更正の内容にも納得がいかず、応じない場合は再調査の請求、国税不服審判所の審査を経て、さらには裁判で争うことになります。

税務調査で準備する書類

税務調査は最低でも３年分遡って行われます（悪質な場合は７年分遡って調査される可能性があります）のでその期間の総勘定元帳・現金出納帳・預金通帳・契約書・領収書・請求書・棚卸表・賃金台帳・扶養控除申告書などの書類が必要となります。その他にも株主総会や取締役会の議事録・旅費規程や退職金規程なども求められます。万が一保存されていない場合は不利になることもあります。

法律に従った税務調査を求める

税務調査は国税通則法に規定されていますが、任意調査ではその進行の過程すべてにおいて納税者の承諾の下に進めることとなっています。これは日本国憲法に規定された納税者の権利です。

任意調査で調査官に認められているのは納税者が提出した帳簿書類のみを目で検査する「質問検査権」であって、強制調査による手を使った「捜査権」は認められていません。したがって「質問検査権」の権限を越えた調査には「ＮＯ」を突き付けることができます。

税務調査の過程で調査官が資料のコピーや総勘定元帳全体の預かりを申し出ることがあります。これは資料の持ち帰りであり、まさに「手を使った捜査」そのものです。あくまでも調査官は「質問」に対して納税者が出した資料を面前で「検査」する権限しかありませんので、“法律通りに調査してください”と言って断って構いません。

ファクタリングとは

ファクタリングは債権譲渡

ファクタリングとは事業者が所有している売掛債権等をファクタリング会社が買い取り、一定の手数料を差し引いた金額を事業者へ支払うサービスです。

事業者はファクタリング会社に売掛金などを売却することで本来の回収時期よりも早く現金化することができます。

従来から売掛債権の早期現金化の方法として受取手形の割引が金融機関でも行われてきましたが、割引手形は手持ちの手形を担保に金融機関から借り入れをする金融取引となります。

手数料の上限が規制されていない

ファクタリングは法的には債権の売買(債権譲渡)に該当し、金融機関の融資とは異なるため審査完了までが極端に短く、早いもので申し込んだ即日に現金化できます。

しかし、ファクタリング手数料は利息制限法や出資法のような法規制がないため上限がありません。インターネット上の広告ではファクタリング会社への手数料が銀行金利並みで表示されていることもありますが、上限を記載していないことも多く、手数料を年換算すると 20%以上になることもあります。

安易に手を出すと資金繰りが悪化する

近年、物価や人件費の高騰により資金繰りが圧迫されている事業所が増えています。これまで資金繰り対策とは無縁と思われていた医療機関でさえもファクタリングを利用しているようです。

飲食店ではキャッシュレス決済が大幅に増え、現金回収が減ったことから日々の仕入資金の準備が困難になっているケースもあります。そういった背景からあらゆる業種向けのファクタリング会社が存在しています。

ファクタリングは借金とは違い、自社の売掛債権の先取りといったイメージがあることから、安易に手を出してしまう傾向にありますが、手っ取り早く現金化できる反面、高額な手数料の支払いによりさらに資金繰りを悪化させることになります。今こそ先を見通した経営計画や資金繰りが必要です。

長崎県の最低賃金は1,031円

長崎地方最低賃金審査会は 2025 年度の長崎県の最低賃金を現行から７８円引き上げ１２月１日から１，０３１円にすることと決定しました。

中央最低賃金審査会が示した目安額は６４円でしたが、これを１４円上回る大幅な上乗せとなりました。この上乗せは長崎県に限ったことではありません。他県への人材流出の懸念から隣接県との差を意識し、さらに全国最下位を回避したいがために競争が激化しています。

上乗せ額の最大は熊本の１８円、次いで大分が１７円、昨年最下位だった秋田も１６円引き上げて最下位から抜け出しています。全国平均は昨年の１，０５５円から６６円増えて過去最高の１，１２１円となり、全都道府県で初めて時給が１，０００円を超えました。

政府は「２０２０年代に１，５００円」を目標にしていますが、急激な賃上げで企業負担はさらに重くなり、このままでは中小零細企業は政府の目標に潰されてしまいます。

はしやすめ　ナスの話

ナスは７月から９月が旬の野菜です。原産地はインド東部で、奈良時代に中国から日本へ伝わったとされています。当時は現代のものに比べ酸味があったため「中が酸っぱい実」と表現され、それが「なかすみ」「なすみ」と変化し、最終的には「なすび（奈須比）」と呼ばれるようになったそうです。

江戸時代、なすびは主に関西で栽培されていましたが、なすびが大好物だった徳川家康が江戸でもなすびを作るように命じたことがきっかけで江戸にも広まっていきました。

しかし、当時はそれほど量が多く作れず値段も高かったため、なすびはなかなか売れませんでした。そこで江戸の商人たちは、なすびを縁起の良い野菜として売ることを思いつき、成功の意味を表す「成す」という言葉とかけて「なす」と命名したところ一気に広まり、その後「なす」という名で呼ばれるようになりました。ちなみに東日本では「なす」、西日本では「なすび」と呼ぶ地域が多いそうです。

ナスの品種は世界で 1,000 種類もあり、日本でも 70 種類ほどありますが、形状によって分類され大きく分けて丸ナス、長ナス、卵形ナスの３種類に分けられます。

ナスは色の鮮やかさで鮮度を見分けることができます。皮にハリと光沢があり、濃い黒紫色をしているもの、ヘタが黒くて、切り口がみずみずしいものは新鮮な証拠です。（ただし米ナスのヘタは緑色）

ナスは 90%を超える水分量があるため、一見栄養がないように思われがちですが、ナスにはカリウム、ポリフェノール、ビタミン等の栄養素が含まれており、高血圧予防、動脈硬化予防、利尿作用、抗酸化作用などがあり、免疫力の維持や老化防止、美肌効果に役立つ働きがあります。

初夢に見ると縁起がいいと言われている「一富士（いちふじ）、二鷹（にたか）、三茄子（さんなすび）」のことわざは、徳川家康が富士山、鷹狩り、初物のナスが好きだったことから由来しています。

また、「秋ナスは嫁に食わすな」ということわざは、秋ナスは美味しいので嫁に食べさせるのはもったいないという意地悪な意味と、ナスには身体を冷やす効果があるため、お嫁さんの身体を冷やさないように優しく気遣うという意味、ナスは種子が少ないため、子宝に恵まれないことを案じて食べさせないという意味があるそうです。

焼く・煮る・揚げるなど、どんな調理方法でも美味しく食べれるナスでこの残暑を乗り切りましょう。

税務まめ辞典

ふるさと納税のポイント付与禁止

昨年度のふるさと納税による寄付の金額は一兆二七二七億円で、５年連続で過去最高額を更新しています。

このうち返礼品の原価などの調達費用は三二〇八億円、「さとふる」や「ふるなび」などのポータルサイト運営会社へ一六五六億円、その他に送料や決済などの事務費用を支払い、地方自治体の財源として組み入れられたのは六八二六億円となっています。

ふるさと納税は各地方自治体がポータルサイト運営会社に委託料を支払って返礼品等の情報を掲載してもらい、寄付者はポータルサイトを利用して寄付を行い、返礼品等を受け取る仕組みです。

ふるさと納税の制度が開始された当初は2社しかありませんでした。それから徐々に増えてくると運営会社は自社のポータルサイトを利用してもらおうとポイントやマイルの還元、ギフト券などいった方法で利用者の気を引き、現在は20数社による寄付者の争奪戦となっています。

加熱したポイント還元による競争が「地方を応援する」という本来の趣旨からかけ離れてしまったため政府は令和7年10月1日よりポータルサイトを利用した際のポイント等の付与を禁止することとしました。

ポイント付与が9月末までとなったことから各ポータルサイトでは寄付が集中し、返礼品等の品切れが予想されるため早めの寄付を呼びかけています。